

変 更 理 由 書

(1) 幸手農業振興地域整備計画の変更理由

平成 10 年 2 月の幸手農業振興地域整備計画の全体見直しから 28 年が経過しており、道路整備の進捗など本市の実情や諸計画との調和、地域の特性を生かした整備計画を策定する必要が生じたため、変更するものである。また、農用地区域指定地番について、迅速かつ的確な管理を行うため、エリア管理から地番管理へ移行するために変更するものである。

なお、区域の変更等はない。

(2) 農用地利用計画の変更理由

①農用地区域への編入

農用地区域へ編入する土地の所在地	編 入 理 由
幸手市大字上宇和田 775-1 外 209 筆	農用地区域に指定されていない県道端 50m の区域にある農用地で、集团的に存在する農用地の区域内にある土地を農用地区域に編入するものである。

②農用地区域からの除外

NO	農用地区域から除外する土地の所在地	除 外 理 由
1	幸手市大字円藤内 410-2 外 2, 646 筆	(No. 1) 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設（道路・河川）の用に供される土地であり、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地に該当し、除外するものである。
2	幸手市大字上宇和田 190 外 1 筆	(No. 2) 農業振興地域整備計画の策定した昭和 48 年度以前から境内地の用に供されていた土地が農用地区域内農地に含まれており、除外するものである。 農業振興地域の整備に関する法律 法第 10 条第 4 号 法第 13 条第 1 項